浜松市発注工事におけるデジタル工事写真の小黒板情報電子化について

1. 目的

デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下、電子小黒板)は、受発注者双方の業務効率 化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及 び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事 写真の改ざん防止を図ることが出来る。

2. 対象工種

- ・対象工種については、現行の工事写真に関する基準(土木系:写真管理基準、営繕系:営 繕工事写真撮影要領)に準ずる。
- ・対象工事については、受注者が担当監督員へ電子小黒板を使用する旨を申し出、承諾を得るものとする。
- ・ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場状況の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定しない。

3. 使用機器・ソフトウェア等

- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、工事写真に関する基準の「撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。使用機器の実例として、(URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」)記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とされたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとする。
- ・機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用(営繕系は現場管理費)に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信憑性チェックッール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

4. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、3.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、工事写真に関する基準の「撮影方法」による。

5. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

3. に示す小黒板情報の電子的記入については、工事写真に関する基準等で規定されている写真編集には該当しない。

6. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、3. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に担当監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、担当監督員が確認することがある。